

中小企業生成 AI 活用支援事業（ポータルサイト構築）委託業務仕様書

1 業務名

中小企業生成 AI 活用支援事業（ポータルサイト構築）委託業務

2 目的

企業における生成 AI の導入状況については、従業員規模により大きな差が生じており、中小企業での活用は進んでいない。生成 AI 活用に当たっての課題としては、生成 AI 活用スキルをもった人材の不足、活用ノウハウの不足などが挙げられる。

このため、中小企業における生成 AI 活用人材の育成を支援するため、専用ポータルサイトを構築し、生成 AI 活用に踏み出す契機となるようなコンテンツを幅広い企業に提供する。

3 契約期間

契約締結の日から 2026 年 10 月 31 日

4 業務内容

- (1) ポータルサイトのデザイン・構成・製作
- (2) ポータルサイト運用に関するシステム構築
- (3) 生成 AI スキルアップコンテンツ作成（専門家の監修により作成すること）

5 ポータルサイトの仕様

(1) ページ構成

サイト名、サイトの趣旨説明文章、施策新着情報、関連機関の施策情報検索、関連機関リンク集、生成 AI スキルアップコンテンツ（詳細は「6 生成 AI スキルアップコンテンツ作成」参照）。

なお、施策新着情報については、県事業（セミナーや研修等）の概要・開催予定・開催結果及び他機関が行う各種取組等の案内を掲載する。

また、専門的な ICT の知識を必要とせず、愛知県職員が簡単な操作により情報を発信・更新できる汎用性の高い CMS の導入を想定する。

(2) 管理・運営に関する事項

- ① 受託者は、サイトの構築・公開・更新・保守・管理に関する業務を行うこと。構築後に修正の対応が必要となった場合には、これに対応すること。
- ② 情報更新を始め、管理しやすいシステムを構築すること。
- ③ テスト環境を含め、サイトを運用するにあたって充分な容量・スペックを確保したサーバを提供すること。
- ④ サイトの構築・公開・更新・保守・管理に必要なレンタルサーバーを用意し、管理者用 ID 及びパスワードを設けるなどの情報セキュリティを保つこと。
- ⑤ 県が提供するドメイン「○○.pref.aichi.jp」が利用できるサーバであること。
- ⑥ サイト全体構成が分かる構成図（サイトマップ）を管理者用及び公開用に作成し、県に提出すること（概ね契約締結後 1 か月以内）。

- ⑦ 2026 年度以降の Web サイトの保守管理については、改めて選定する委託事業者が行うこととする。別の事業者が保守管理を実施する場合でも支障のない形式で Web サイトを制作するとともに、Web サイトの移行及び管理運営業務の引継ぎを行うこと。
- ⑧ サイトの公開後は、保守・運営・管理を担い、各コンテンツの更新作業、サイトのメンテナンス、修正（軽微な設計の修正含む。）を行うこと。
- ⑨ 成果物（「9 成果物」参照）は、書面及び CD-R 等のメディア媒体にて県が指示する日までに納品すること。
- ⑩ 本業務及び本業務に関する事項について、県から依頼があった際には、受託者は適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。
- ⑪ システム運営を円滑に行うため、不要なデータの削除、およびシステムの稼働チェックとシステムセキュリティのアップデートを適宜実施すること。
- ⑫ 作業を進めるにあたっては、県と十分に協議の上、その指示に従い実施すること。

（4）利用者の利便性を高めるための事項

- ① サイト全体をパソコン・スマートフォン・タブレット端末等いずれの画面にも対応できるレスポンシブ Web デザインを採用すること。
- ② 利用者が必要な情報にアクセスしやすいよう機能・コンテンツ・サイト構成を工夫すること。
- ③ 閲覧者が使用する Web ブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome 及び Safari のサポートされている最新版を想定し、レイアウトが崩れることのないよう動作保証に努めること。なお、Mac 版の Web ブラウザの表示についても配慮すること。
- ④ 高齢者や障害のある人を含む誰もが利用しやすいサイトとなるよう、「JIS X 8341-3」を参考に Web アクセシビリティに配慮し、かつ利用者の視点に立ったサイト構成及びデザインとした Web ユーザビリティにも配慮した Web ページとすること。

（5）セキュリティ要件

- ① 別紙「情報セキュリティに関する特約事項」に従って、情報セキュリティ対策を適切に実施すること。
- ② 本システムへの不正な侵入、停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に抑えるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ③ 不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合は、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに、県へ報告すること。

6 生成 AI スキルアップコンテンツ作成

（1）生成 AI に関する基礎知識

生成 AI の活用に関する基礎知識について、図やイラスト等を工夫しながら、初心者向けに分かりやすく解説する。

＜基礎知識（想定）＞

- ・生成 AI 活用の必要性
- ・生成 AI の基本的な仕組み、機能、操作方法
- ・生成 AI を業務で使用する際の注意事項 など

(2) プロンプト集

中小企業の経営・業務で活用できる基礎的なプロンプトを10以上掲載する。

※プロンプトとそのアウトプットを掲載。また、プロンプト入力のポイントを解説すること（より精度の高い回答を得るためにヒント、自社の状況に合った回答を得るためにヒント等）。

(3) 業種別の生成AI活用方法

業種別に具体的な生成AIの活用例を掲載する。

※生成AIを活用した業務効率化、顧客満足度向上など、中小企業で実践可能なものとすること。

(4) 専門家の監修

生成AIスキルアップコンテンツは専門家の監修により作成すること。専門家は生成AIの活用や企業経営等に精通し、事業目的を達成するための必要な知見・能力・経験を有する者を確保すること。

7 その他付加提案

上記の項目以外で本事業の趣旨に合う付加提案があれば、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、内容等については県との協議により決定すること。

8 広報

ポータルサイトを広報するためのチラシを1,000部作成し、関係機関や経済団体等に送付すること。

※チラシの内容、送付先、送付時期は県と調整の上決定すること。

9 公開時期

2026年9月末までに公開すること。

※詳細な公開日時は別途県が指定する。

10 成果物

①業務報告書 紙媒体1部、電子データ1式

②ポータルサイトの操作マニュアル（管理者向け） 紙媒体2部、電子データ1式

③作成した生成AIスキルアップコンテンツの電子データ1式（PDF形式、パワーポイント形式等）

④その他、県が指定するもの

※電子データはCD-R等に保存して提出すること。また、電子データの形式は別途県が指定する。

11 成果物の納入場所

愛知県労働局産業人材育成課

12 その他

(1) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

(2) 本事業の実施にあたり、本県担当者と連絡を密にし、進捗状況等について隨時打合せ・報告を行うなど、県と十分協議のうえ実施すること。

(3) 県が実績等に関する報告を求めた場合は、都度報告すること。

(4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(5) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、

誠実な対応を行うこと。

- (6) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託事業者は、事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (8) 1 件 3 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の物品の購入は不可とする。
- (9) 本事業により作成する全ての成果物等の権利は愛知県に帰属するものとし、県は当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に使用、公表することができる。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (10) 個人情報を含む情報管理については、十分に留意し、法令等を遵守すること。
- (11) 本業務の実施にあたり、予期せぬ事態等が発生した場合または、本仕様書に定めない事項については、県と協議の上、決定するものとする。